

大阪府監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成30年1月31日

大阪府監査委員	大西	寛文
同	山本	浩二
同	岸本	佳浩
同	森田	秀朗
同	松本	利明

委員意見に対する措置

（自動車保管場所証明関係事務の民間委託検討について）

監査対象機関名	大阪府警察本部（交通部駐車対策課）	
監査実施年月日	委員 平成23年8月10日 事務局 平成23年6月7日から同年7月22日まで	
	監査の結果	措置の状況
	<p>自動車保管場所証明事務については、平成17年と平成20年に、警察庁から「現在、民間委託を行っていない業務についても、各都道府県警察の実情に応じ、委託の可否を検討すること」との通知が出されている。この通知を受けて、府警では検討を行ったところであるが、検討の結果、新たな委託は実施しておらず、現在、同業務のうち現地調査等の事務は非常勤職員（警察官OB）である車庫調査員が実施している。</p> <p>全国で委託未実施は府を含め4都府県にとどまる中、これらの事務の委託化は、業務の民間開放、コスト削減等の観点から重要と考えられるため、前回の検討から約3年半が経過している現在の情勢を踏まえ、改めて一般競争入札による委託について検討することとされたい。</p>	<p>本件については、大阪府警察本部において、次のとおり検討を行った。（業務の民間開放について）</p> <p>民間委託できる業務範囲は、「定期的・機械的」業務である、①自動車の使用の本拠の位置との距離計測（2キロメートルを超えないもの）、②保管場所の大きさ等の計測（当該自動車を支障なく出入りさせ、かつ、その全体を収容することができるもの）の事実確認のみであり、証明の可否に関する審査的業務は除くことが妥当であると結論づけた。</p> <p>（コスト削減等の観点について）</p> <p>警察専門嘱託員である車庫調査員は、これまで120人体制での運用であったが、平成29年度に配置人員の見直しを行い、90人体制にスリム化を図ったものである。</p> <p>なお、コスト削減効果を検証するには、現行体制の車庫調査員90人に対する報酬等と民間委託に要する経費を比較する必要があり、次の点に</p>

配意して積算を行った。

民間委託による業務を適正に推進するためには、活動拠点の設置（警察情報セキュリティ対策及び偽装請負対策）、移動手手段の確保（原付）などが不可欠であり、これらを含めた委託料の積算によれば、現行体制の車庫調査員に対する報酬等を上回る結果となることから、コスト削減は見込めないとの結論に達した。

また、証明の可否については、厳格な現地調査結果に基づいた審査・判断が必要であり、警察専門嘱託員（車庫調査員）にしか従事できない業務である。民間委託した場合、当該審査的業務を警察官が担うこととなり、業務量の増加を招くことから、民間委託の優位性はないと判断した。

（今後の対応）

以上のおおりに、民間委託に伴うコストパフォーマンスの悪化が見込まれるので、現行体制を維持することとするが、今後、車庫調査員の適正配置と更なる効率的な運用を推進することとする。